

平成26年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成26年3月10日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成26年3月12日 午前9時 平成26年3月12日 午前11時7分			議 長 武 富 久	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 戊	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	2 番	大 隈 敏 弘	3 番	井 上 敏 文	4 番	坂 井 正 隆
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川 久 保 義 文	○
	総務企画課長	相 原 守	○	教 育 課 長	小 林 孝	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	田 中 盛 方	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こ ども 応 援 課 長	鶴 崎 智 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成26年3月12日

- 日程第1 議案第4号 江北町学校いじめ問題調査委員会設置条例の制定について
- 日程第2 議案第5号 江北町先進的ICT利活用教育推進事業整備基金条例の制定について
- 日程第3 議案第6号 江北町農産加工所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第8号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第9号 江北町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第10号 江北町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第11号 江北町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第12号 江北町集会所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 江北町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 江北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第16号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第17号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第18号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第19号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第20号 平成26年度江北町一般会計予算
- 日程第18 議案第21号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第19 議案第22号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第23号 平成26年度江北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第21 議案第24号 平成26年度江北町水道事業特別会計予算

日程第22 議案第25号 平成26年度江北町下水道事業特別会計予算

日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前9時 開議

○武富 久議長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成26年第2回江北町議会定例会会期3日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっております。

お諮りいたします。議案第20号から議案第25号までは一般会計並びに特別会計の当初予算であります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、特別委員会を設置し、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号まで、特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

しばらく休憩いたします。再開、9時5分。

午前9時1分 休憩

午前9時5分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任については、江北町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員は以上10名のとおり決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほど休憩中に互選されましたので、報告いたします。

委員長に池田和幸君、副委員長に吉岡隆幸君が互選されました。

では、逐次議案の審議に入ります。

日程第1 議案第4号

○武富 久議長

日程第1. 議案第4号 江北町学校いじめ問題調査委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

ちょっと1点だけ教育長にお尋ねしたいんですけど、定義の中の説明で、インターネットとか、この委員会がどこまで調査をできるのかというようなことで、この定義の第2条の中でいうと、家庭まで踏み込んだ調査になると思うんですね。そこら辺でインターネットあたりを中まで開いて見られるものなのか、そこら辺ですね。委員会を設置するのは大変早い時期に設置をお願いしたかったんですけど、そこら辺で委員会を設置後の、例えば、いじめが発生したと。今、情報社会でインターネットによる書き込みだとか、いろんなことも発生しておりますけど、インターネットあたりを使われたいじめあたりで、そこら辺の各個人の家庭まで踏み込んだところの調査あたりまでできるものなのか、そこら辺を1点お願いしたいんですけど。

○武富 久議長

赤坂教育長、答弁を求めます。

○教育長（赤坂 章）

お答えをいたします。

できたばかりの法律、条例でございますので、なかなか具体的な例がなく、的確な答えにならないかと思っておりますけれども、一応示されているのをちょっと読んでみたいと思います。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童・生徒がいたが、当該児童・生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童・生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童・生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童・生徒の立場

に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は行為を行った児童・生徒に対して悪意がなかったことを十分加味した上で対応する必要があるということで、今の御質問に的確に答えていないかと思いますが、そういうような事態が発生した場合には、十分検討委員会で協議をし、まずそこからスタートをし、その後は関係機関の重大性があるかどうかというふうなことを検討し、外部等の方もいらっしゃいますので、そういうところで協議をし、その辺のところには踏み込んでいくべきではないかということは協議をした上で検討するのが適当ではないかと思います。

以上です。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

これは例を挙げているんですけど、例えば、スポーツのインターネットあたりで、各、私どもで言うぎ、防具屋さんが出しているインターネットあたりで、いろんなチームの批判をされたりあれするわけですよ。そういったときには、すぐに主催者側というか、防具さんがこの文章はよくないということで削除をされます。そういったことで、そういった指導がすぐできればいいんですけど、その文面を見て、それをまた検討というような形になれば、時間的に相当の時間を要するんですけど、やっぱりその投稿された方がすぐ削除してもらえばいいんですけども、そこら辺の指導までできるものなのか、そこら辺を教育長のお考えでよろしいですけど、もしお考えがあればですね。

○武富 久議長

赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

私的な意見になりますけれども、不適切なそういう発言とか文言であれば、すぐ修正とか消すといいますか、というようなことは必要かと思います。

○武富 久議長

ほかにございませんか。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

このいじめ問題調査委員会というのが、教育的な立場で執行されると思いますけれども、この組織の中に、学識経験者及び警察関係者というのが入っておりますけれども、警察の目的というのは、社会の治安と犯罪の取り締まりというのが主な目的ですから、当初からこういう形でこの委員会に入れる必要は私はないんじゃないかと。それは、第5条の学校及び児童等の保護者は調査委員会の調査に協力するものとする。この場合において、児童などに過度な負担を生じないような最大限の考慮をしなければならないと。やはりこういう調査委員会に警察関係者が入るといってそのものが、大きな負担を強いるということになるんじゃないかと。それで、どうしても犯罪につながる問題、犯罪にかかわる問題がある場合があると思うんですけれども、それについては、第4条で調査委員会が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができるとなっておりますので、最初から警察関係者をこの組織の中に入れるというのは筋違いじゃないかというふうに思いますけれども、どうですか。

○武富 久議長

赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

あくまでこのいじめ防止対策推法というのは、教育的な立場に立っての法律であろうかと思えます。犯罪者を見つけるための法律ではないというふうに理解をしておりますが、警察官を入れるというようなことは、この法律の第28条に重大事態という項目がございます。この重大事態については、資料の1ページをごらんいただきたいと思えますが、重大事態への対応。その下のほうに「(1)いじめにより、学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」と。御存じのように、大津事件の中では自殺をするというように追い込まれるといいますが、そういうような非常に生命に関するような重大な事態が発生しました。そういうような事態に至らないように、やはりその前に指導をしていく。それは教育的な指導だと思います。そういうような場合に、いろんな情報を得たり、的確な指導をするためにも警察官からのいろんな御指摘とかいうことは非常に大事ではないかと思えますので、こういうように配置を考えているところです。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

教育長言われたように、教育的な立場でこれが実行されると。重大事態になったときに警察が必要だということは、私もそのとおりだと思うんですね。その点もこの条例の中でもきちっと配慮されているというふうに、先ほど私は第4条ですね、言いましたけど、そういう形で十分そういう重大事態のときに調査委員会、あるいは教育委員会と一緒にあって、警察にも参加してもらおうという機会はこれ十分あると思いますので、私が言っているのは、教育的立場という視点をまず重点にするなら、最初から入れる必要はないんじゃないかと。ただ、国の法律がそうなっているということなんじゃないかな。しかし、それは江北町の条例の中で、それを入れないと。入れないということじゃなくて、そういう条文は学識経験者だけという文章でいいんじゃないかというふうに思いますけれども、それはどうですか。警察関係者を必ず入れることが求められているのかどうかですね。

○武富 久議長

赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

そういう問題が発生した場合には、急遽ですね、何人かをばたばた集めるということでは対応が遅いと思います。ですので、5人なら5人ぐらいの最初の構成を考えとって、そういう事態が発生したときに即対応できるためには、臨床心理士なり保護者の代表なりというような各分野の方が集まっていて協議ができるというためには、そういう組織をつくっておく。その中の一人として警察関係者も入っていただくということが計画的でよろしいんじゃないかと思っております。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

質問の趣旨は、それを入れないといけないというふうになっているのかどうかですね。この条例は町でつくるわけですので、町がそれが必要でないと、最初から入れることについてですよ。警察関係者が情報を得る必要はないということじゃなくて、こういう委員会に警察関係者を最初から入れる必要はないと私は思っておりますので、国の法律というんですかね、それでは必ず入れなさいとなっているのかどうか、ちょっとお聞きしているんですけど。

○武富 久議長

赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

それを必ずその方を入れなさいというふうにはなっておりませんが、そういう一つの例としては出ているかと思えます。

○武富 久議長

ほかに。5番池田君。

○池田和幸議員

2つほど聞きたいと思えます。

先ほど重大事態というのは説明がありましたので、わかりましたけれども、以前、議会の中でも私もいじめ問題について討論したことがあります。その中で、そのときは先生のいじめをちょっと例に挙げたんですよ。ネット上で生徒からの中傷あたりで先生が悩んで、自殺まで追い込まれた学校もあるという形があったもので、その前に、この定義の中に「「いじめ」とは、児童等に対して」と書いてあります。先生に関しては、ちょっと当てはまらないのか、それとも学校全体で見えていけるのか、それを1つお願いします。

もう1つが、この調査委員会の、今出ていましたけど、5人ほど任命されるそうですけれども、これは公表されるのかですね。どういう方を任命したとかされるのか、その辺をお願いします。

○武富 久議長

赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

第1点目の対象でございますけれども、このいじめ防止対策推進法の第1条に目的というのがございます。「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長」ということで、これは児童等を対象としているというふうに理解しております。

それから、2点目は課長のほうから。

○武富 久議長

教育課長。

○教育課長（小林 孝）

2点目につきましては、いじめ問題調査委員会の委員でございますけれども、まず、警察関係者を1名、それから民生委員代表者を1名、それから県の児童相談所の委員を1名、そ

れからスクールカウンセラーを1名、それから保護者代表ということで、PTA、それから育友会代表者と、それといじめを受けた当事者の保護者が、もしくはいじめを受けた当事者の保護者が推薦する者というふうなことで、5名の委員を予定しております。

以上です。

○武富 久議長

赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

先ほどの1問目の説明でございますが、資料の中の1ページの一番上に定義というのがございますが、私がさっき言ったのは、第1条の目的を言いましたけれども、定義の中で「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して」というような文言ございました。これに該当するかと思います。

以上です。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

私も今、これを読んで話をしたんですけども、ただ、実際、学校でもそういうことがあるので、それが付随して、ぜひ先生方の身を守るわけじゃないですけども、いじめ調査委員会の中でも議題に上げていただきたいなと思って、あくまでも児童が対象でありますけれどもですね。

もう1つは、先ほど公表ですね、公表をされるかということで、内容は言ってもらったんですけど、その辺をひとつお願いします。

○武富 久議長

小林課長。

○教育課長（小林 孝）

これは別に公表しても差し支えないと思います。委員のメンバーの氏名の公表でしょう。それは結構だと思います。

○武富 久議長

ほかに。2番大隈君。

○大隈敏弘議員

教育長にお伺いしますけれども、そもそもいじめって何で起きるんですかね。私は昔からそれはいじめはあったと思いますけれども、教育上のいじめとか、やっぱり友達関係のいじめとか、今、そういったいじめがいろいろある中で、教育現場として何がいじめの原因なのか、そこら辺つかんでおられますか。そこら辺をちょっとお聞かせください。

○武富 久議長

赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

お答えいたします。

いじめについては、いろんなところで発生する要因があると思います。こういうことだからこれだ、これだからいじめが起きるんだという限定はできないと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

いや、私、最近このいじめに関して、ちょっと疑問のところもあるとですよ。昔からこういったいじめというのはあったんですけれども、余りにも逆に今、報道においても、いろんな面においても締めつけがあるんじゃないかなと。そういった余計にこういったいじめが頻繁に起こるようになってきたんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどがん考えておられますかね。

○武富 久議長

赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

締めつけという意味がよくわからないわけですがけれども、以前からいじめはあったと認識しておりますし、なかなかいじめを根絶するというのは難しい。そういう中で、今回、いじめ防止等、法律までできたというようところになったんじゃないかと思います。これができたからといって、いじめはなくなるとは思いませんけれども、やはりお互いに豊かな心、温かい心を持って人間同士が接していくような社会を目指していくというようなことは根底には大事だと思います。そういう気持ちを一方では養っていきながら、いじめがなくなるような社会に取り組んでいかなければならないんじゃないかと思います。

○武富 久議長

大隈議員、できれば議案に沿った質問をしてください。2番大隈君。

○大隈敏弘議員

こういった調査委員会云々、設置条例もいいんですけども、基本的に私が言いたいのは、今、いじめに関して、余りにも何やかんや等で、周りからこういった調査するのかなんとか、基本がそういったあるので、余計に子供たちがそういった威圧感というか、そういったことで余計あるんじゃないかなと私は思うんですけども、そこら辺はどがん考えておられますか。

○武富 久議長

赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

これだけいじめに関して報道されているというのは、ここに書いてありますように、いじめによって心身に重大な問題を起こす、自殺に追い込むとかいうようなことが過去ずっと続いているわけですね。そういうのをなかなか断ち切れない。こういうことはやっぱり絶対いけないことだと思うんです。財産を脅かすとか、苦痛を感じるとかいうようなことがなくなるといふことはあってはならないことで、そういうことで学校にも行けない、家に閉じこもってしまうとかいうようなことにならないために、そういう方策をいろいろとっているわけですけども、そういうことが発生しないように、まず早期発見、早期教育をしているわけですけども、そういうことがなされておった中でも、やはり発生をしている。そしたら、どうしなければいけないかというようなことで、こういう検討委員会等も設置をしなければいけないのではないかとこのうふうなことで、今、こういう法律をつくって、その中に明記をしているような状況だと思います。

○武富 久議長

1番田中君。

○田中宏之議員

会議で、第4条で、いじめが発生した場合、教育委員会が招集をして調査委員会をするとなっていますね。そしたら、いじめが2年間の任期中にこういうのが発生しないのが一番いいですけど、発生しなかった場合、こういう会議は全然開かれないということでもいいんですかね。

○武富 久議長

小林課長。

○教育課長（小林 孝）

一応、予算上は2回お願いをしております。辞令、委嘱状の交付と、それから2回目はいろんな小・中学校の状況だとか、それらの報告をするということですね。そして、この調査の趣旨とか法律的なものも委員さんに勉強していただかないかというようなことで、2回を予定しておりますが、万が一そういった重大事態が発生した場合は、連日のように委員会を開きますので、一応とりあえず2回というふうなことで、2年間のうち、1年に2回は必ず開いていくというふうなことで考えております。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第2 議案第5号

○武富 久議長

日程第2．議案第5号 江北町先進的ICT活用教育推進事業整備基金条例の制定についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

1点だけ、内容についてじゃないんですけど、今回、県のほうから県の補助金ということを出ております。これは県のほうからこういった基金を設立して積み立てなさいというような指導があつての条例なのか、そこら辺をお願いいたします。

○武富 久議長

小林教育課長。

○教育課長（小林 孝）

これは県からの指示でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

3 番井上君。

○井上敏文議員

3 点ほど質問してみたいと思います。

今回の基金ですね、県からの指導ということです。きょうの新聞に載っておりました。普通教室に電子黒板、2015年度までに県内小中導入へというのが載っておりました。また、県の教育長と佐賀新聞の論説委員の対談が1 ページを割いて載っておりました。県もこの I C T 導入については非常に力を入れているというのを感じました。そういう中で、江北町は先駆けて電子黒板等を既に導入をされております。先進的な自治体だと思んですけど、この電子黒板の現在の進捗率といいますか、導入進捗率というのはどのくらいなって、あとのくらい整備しなければならないのかですね。

もう1つ、この交付金が、この条例によると、平成33年3月31日限りその効力を失うとあります。県の指導は2015年、いわゆる平成27年度までにこれを導入を完了するようというふうに県は指導をされております。この交付金がいつまで来るのか、33年度まで来るのかなと、この基金条例を見ればそういうふうに感じるわけです。だから、県は2015年までということで、この辺がちょっといまいわからないところがあります。これが2点ですね。

それと3点目、補正予算の説明資料に、この基金を利用して、電子黒板、タブレットパソコン、デジタル教材等の整備に対して交付するとしてあります。本町はかなり電子黒板進んでおるんですが、今、話題になっているタブレットですね、この分について、その前、臨時議会で県立高校進学時に負担があるということで、卒業祝金として3万円町が補助するというのであります。ただ、江北中学校にもタブレットを早く整備して、高校で使うものですから、早目に学力を中学校時代に向上させておくというのも教育の向上の一環じゃないかと思うんですけど、タブレットの整備については施設整備でありますので、3点目は町長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

小林教育課長。

○教育課長（小林 孝）

井上議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の電子黒板の整備状況でございます。中学校につきましては、昨年度で12台、

もう整備を完了しているところです。それから、小学校につきましては、現在、3年生から6年生までの10台を整備しております。それと、26年度に1年生、2年生の教室に含めまして特別教室、それから理科室、家庭、音楽室ということで、26年度の予算で11台の整備をお願いしているところです。それで、小学校につきましても完了いたします。

それから、2番目の補助金につきましては、1教室20万円のための補助です。29教室で580万円ということで、これは1回限りの補助でございます。

それから、3点目のタブレットにつきましては、現在、中学校のほうにパソコンを入れております。それが5年間のリース期間を過ぎまして、今、再契約をしているところです。WindowsのXPがサービス期限が切れるということで、ちょうど時期的にも購入の切り替え時期にもありまして、今回、26年度予算でタブレット43台をお願いしているところです。

以上です。

○武富 久議長

町長の答弁いいですか、要りますか。田中町長。

○町長（田中源一）

今、教育委員会のほうから答弁したとおりで、今回のこの基金というのが580万円来るわけですけども、タブレットを買うために基金に充てるというようなのが大きなものでありますので、これを利用してタブレットを買っていくというのがまず第一でございます。

○武富 久議長

3番井上君。

○井上敏文議員

それでは、ちょっと確認ですけど、1点目の小・中学校への電子黒板は、平成26年度で完了ということになりますかね。

それと、タブレットを導入していくという町長の答弁でありました。大体いつごろまでにという計画があれば教えていただきたいと思います。

○武富 久議長

小林教育課長。

○教育課長（小林 孝）

中学校は26年度でお願いをしているところです。タブレットでしょう。（「いやいや、電

子黑板」と呼ぶ者あり) 電子黒板は、もう26年度で整備は終わります。小・中学校とも完了です。

○武富 久議長

4 番坂井君。

○坂井正隆議員

5 号の 5 ページですけれども、条文の中身で、ちょっと私の知識がないものですから、お伺いというふうなことでお尋ねをいたしますけれども、第 1 条の「江北町立江北小・中学校 (以下「学校」という。)」というふうなことで書かれておりますけれども、江北小学校と中学校というふうなことで、中身は複数あるわけですが、そういうふうな場合には学校等というふうな使い方をするんじゃないかと思えますけど、その辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

○武富 久議長

小林教育課長。

○教育課長 (小林 孝)

これは法律的にしか学校等という、学校でも別に小・中学校 2 つを含めて学校と呼ぶというようなことを定義していると思えますので、学校等となれば、いろいろなまた違う施設が入るというようなことにも解釈ができますので、一応学校という定義の中で、小・中学校合わせて学校というようなことで表現をしておるということで、別に「等」はどうかと、つける必要はないんじゃないかなと思えます。

○武富 久議長

4 番坂井君。

○坂井正隆議員

総務企画課長、どういうふうに解釈をしますか。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長 (相原 守)

今、ちょっと調べようかと思っていたところですが、学校等ということをつけたほうがいいのかということですが、学校教育法とかいうふうな法律等では、学校等について、ここで小学校、中学校ということで、等をつけた場合には、教育機関としての幼稚園等も含

まれるということから、ここで学校というふうな限定をされているというふうに解釈しています。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

教えていただいて、ありがとうございます。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第6号

○武富 久議長

日程第3. 議案第6号 江北町農産加工所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

今回の条例を制定されるに当たって、もともとあった江北町就業改善センターですかね、この条例を廃止されてからの制定だという説明がありますけど、農業就業改善センターというものの目的なんですけど、これは町全体の、私のちょっと記憶はあれなんですけど、農家の女性の方を対象とか集まってこられて、そこで料理研修をされたりとか、いろんな研修あたりの憩いの場というか、そういったことで建てられていたんじゃないかということですけど、今回、農産加工所となれば、だいちの家のみそとか、ある特定された方の利用になるんじゃないかなという気がするんですけど、町の多額の費用を使って、ある偏った方に貸し出しをするのにまずくないかなというような感じがするんですけど、だいちの家のあそこの直

売所もそうなんですよね。一番最初に立ち上げのときに、ほかにも借りたいという方がいらっしやるんじゃないかなということで、いろんな議論が出ましたけど、ここら辺で改善するに当たって、そういった全町民を対象としたまづ考えができなかったのかということと、今後の利活用なんですけど、やっぱりあそこでみそを寝かせたり漬物を寝かせたりしたら、ほかの方はなかなか入りにくくなるんじゃないかなという感じがするんですけど、そこら辺の考えはどうお持ちなのか、その2点についてお願いいたします。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

ただいまの御質問でございますけれども、就業改善センターは数年使用していなくてどうしようかというふうなことで、取り壊しをした方がいいのか、何かに使った方がいいかというふうなことで、いろいろ検討した結果、就業改善センターとしてではなく、別な用途に使おうということで、この2つの目的の中でするようになりました。それがどういうことかといいますと、老人福祉センターからの要望、社会福祉協議会からの要望、それからだいちの家からの要望と2つあって、これにどうにか乗らないかということで、取り壊しをしたときには1,000万円程度のいろいろ経費がかかるということですが、それくらいの金で改良ができないかというふうなことで検討をしたわけですが、実際は補助金等を使って、金額的には多くなりましたけれども、就業改善センターそのものは町全体のことだったと思うんですけど、この漬物加工場につきましては、だいちの家に加工所を初めつくるというふうなことでありましたけれども、それがずっと惣菜屋ができたとか、パン屋さんができたとか、いろいろなあそこではできにくいというふうなことから、農協の施設を借りられておられたわけですが、今後、農協さんから1年契約というふうなことでありましたものですから、そういうようなことでのこちらに町に対してできないかということの要望に対して応えたいということでございます。

そして、町民の方についても、老人福祉センターに指定管理をしておりますけれども、そっちのほうの3分の2の部屋の中でも農業関係者の会議とか、そういうふうなことも使ってもらっても結構だと思いますので、そちらのほうで農家の関係の方は使っていただきたい。農家の方以外でもいいですけども、御利用いただければ思っているところです。

以上です。

○武富 久議長

川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

今の副町長の説明の補足になろうかと思えますけれども、今度、鳴江の里の加工グループにつきましましては、十数年前ですね、産業課、行政のほうでの世話をして、農協の倉庫の一部を借りての運営といったことをごさいました。それで、農協も不要の不動産については、今、処分をしているところをごさいます。そういった中で、我々としてもどうしてもやっぱり昔からの鳴江の里というのは6次産業の先駆けの団体をごさいました。そういったところで、やはり今後も鳴江の里につきましましては、だいちの家の加工グループにつきましましては、運営をしていってもらいたいというふうなことを非常に我々も期待をしておるものですから、そういうふうな形になったところをごさいます。

○武富 久議長

ほかに。9番西原君。

○西原好文議員

先日もらったその加工所の図面なんですけど、結局、備品あたりというか、冷蔵庫とかなんとも全部町のほうで設置をされるわけですかね。そこら辺ちょっとまずお願いいたします。

○武富 久議長

川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

備品につきましましては、今現在動いております加工グループのほうの保冷库等につきましましては、向こうのリースというような形になっております。

以上でございます。

○武富 久議長

ほかにいいですか。9番西原君。

○西原好文議員

一番私が気になるとは、そういった施設をつくって利用されるのは私も大賛成なんですけど、使用料をもらって、そういった団体に貸し出していますよというふうな方法だといんですけど、結局、鳴江の里に完全に指定されたような形になりはせんかなという感じがする

んですよ。農産加工所の設置及び管理に関する条例と、条例までつくられているのですよ。就業改善センターとの意味合いが違うんじゃないかというふうな感じがするとですよ。やっぱり町全体を網羅した中で、そこで料理講習だとか、いろんな会合あたりができますよというふうな施設であったものを、ある一定の団体に、そういった事業されている方にお貸しするというのは、本来募集あたりをかけて、ここをこういった改善をしますけど、利用者いらっしゃいませんかというふうな問いかけをして初めて、鳴江の加工所が、加工されている方が手を挙げられて、希望者を募ってというような形にしておかんと、直売所するときもそうだったと思うんですよ、町長。ああいった建物をつくって、ましてや家賃がこれだけでというて、あのときは周りから本当に、それだけでできるとなら、おいどんも借りたかったとけというふうな意見もたくさん出たと思うんですよ。これをいざスタートした段階で、あなたたち、がんことやったとねというて私ども大分お叱りを受けました。やっぱり町全体にまず広報をして、こういった施設の改善をしましたと、利用される方はほかにいらっしゃいませんかというふうな問いかけも必要だったんじゃないかなという気がしたものですから、やっぱり町全体のことを考えて、町の施設を貸し出すときには、そういった町民の配慮というか、そこら辺は必要だったんじゃないかなという気がするんですけど、どうでしょうか、町長。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

ただいまの御質問ですけれども、今回、就業改善センターが38年を経過して、もう耐用年数過ぎて、就業改善センターは、もう10年以上使っていなかったんですよ。これで完全に就業改善センターは終わったと。また新しい利用方法をしようということで、社協からとだいちの家からの使わせてくれという申し出があって、これは町の社協と、そしてまた、だいちの家というのは地産地消の先端でありますし、6次産業的な感じでみそと漬物をつくられておりますので、そういう施設は町がやはり協力をしていかなくちゃいけないと。もしほかにそういう自分たちでやりたいと、6次産業的なものやりたいという方があらわれれば、また別の形でそういう人たちに協力をしていかなくちゃいけないと。あそこを今、改造したから誰かほかに入りませんかと言っても、何も今、町内の方でやられている方はいないわけですね。町内の方でそういうふうな方が出てきたら、またそのときには、また別の方法で協力をしていかなくちゃいけないと思っていますところでございます。

○武富 久議長

3 番井上君。

○井上敏文議員

まず、1 点目です。今回の改修をされたときの面積、24 坪ほどということでした。全協の中で、その説明会の折、旧面積は幾らありますかというお尋ねをしておりましたので、元農協で借りていた面積ですね、その面積をお知らせ願いたいと思います。

それと、先ほどの西原議員の質問と関連するわけですが、今回の方法について、もっと公募すべきじゃなかったかなということも私も感じます。今回のこの改修ですね、この江北町農産加工所に係る改修費は1,200 万円かかっておるわけですね。1,200 万円かかっております。1,200 万円かかっている中で、使用料が月に換算すれば2 万5 千円ですね。2 万6 千円ほどになります。地場産業育成ということから、町が助成をしていくというのはいいことだと思うんですね。ただ、先ほど町長のほうから、6 次産業、ほかにあれば言ってもらいたいということがありました。3 月8 日の佐賀新聞に、幻のミカンをPR ということ、門前の浪瀬信さんが知事さんのほうにPR されております。石倉県議の橋渡しがあって、そういったPR ができたということを知っています。やはり行政が積極的に動けば、浪瀬会長も言われておりましたけど、もう全然売れ行きが違うということなんですね。佐賀県特産のブランド商品ミカン「プルミエ」と同じくらいの味であり、東京で販売したところ飛ぶように売れたとのこと。県の職員さんが動けば売れるように、町も職員さんが動いてもらえば江北町のPR になると思います。門前地区の有志でされている今村みかんジュースも、生産、加工、販売と自分たちで6 次産業として取り組まれています。このような事業も町で支援することはできないのかと考えます。

町内でこのような6 次産業がありますので、この鳴江の里のみその商品アピールも兼ねて、そういった6 次産業、ほかにあるかもわかりません。そういったのは町内で募集といいますか、公募といいますか、お知らせをしながら、町も積極的に取り組んでいくべきではないかと思います。先ほども話出ておりました鳴江の里だけに町はこれだけのお金を投入するというふうな、みそ濃い話にならないように、その辺は町としても対応をしていただければと思います。

その2 点をお伺いします。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

金の部分は私のほうでお答えいたしたいと思います。

今の段階では門前地区でつくられておりまして、知事のほうに今回行かれたと。その3日前に江北町に来られたわけです。私のところにもミカンとジュースを持ってこられました。そのときに、このジュースはどこで、太良でつくられていますと、搾っておりますと。江北町でする気持ちはないですかということを知りました。まず無理ですと。向こうのほうは、ほかにもいろいろな形でやられておりまして、今村みかんジュースは3月から4月ぐらいまでしかない、もうすぐ売れてしまうと、一年中ないと。一年中ないので、太良の田島さんのところでほかのいろいろなジュースと一緒につくってもらうのが一番いいということで、私としても江北町でつくっていただければ何か協力しようかなと、工場でもつくるということであればそういうつもりはあったわけですが、そういうふうに言われましたので、それはしょうがないかなという形で、今村みかんジュースのことについては言ったわけです。

そういうふうで、何かほかのことで、そういう6次産業的なものができれば、何か町としても協力をしていきたいと思っているところでございます。

○武富 久議長

川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

今、農協で運営をされている、農協の倉庫で運営されている面積でございますけれども、93平米でございます。現在、今回できました面積につきましては、80平米というふうなことで、13平米近くは少ない面積になっております。

以上です。

○武富 久議長

3番井上君。

○井上敏文議員

お願いですけど、町長の答弁でよくわかりました。江北町の地場産品でありますので、加工はよそでしているにしても、町の地場産品、江北町のブランドとして、知事が一言言えば県庁職員がばっと動いて物すごい売れ行きだったということでもありますので、行政もそうい

った販売ルートも積極的にそのグループさんたちと協議しながら販売促進に努めていただき、江北町をPRしていただきたいと思います。これは要望です。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

要望はわかりました。今、そのジュースは、だいちの家に既に前から売っているわけですね。そういう中で、今来ていただきましたので、町の広報にも載せて、そういうふうな今村みかんジュースのPRをしようと思っております。皆さん方もぜひだいちの家で買ってみてください。しかし、それはそういうふうにさっき言いましたように、3月から売れてしまうまでということで、夏ぐらいには必ずなくなってしまうということでございますので、できたら早目にお買い求めいただきたいと思っております。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

ちょっと先ほどの副町長の答弁の中で、ほかの団体がちょこちょこっと料理をしたりして、あそこで会議をできますよということになれば、2つの許可を得らねばらんとするわけですね。そうはならんですかね。あそこの鳴江の里のところでちょこちょこっと料理して、社協が管理しているその広間でちょっと会議でも開くとなればですよ。そういった、ちょっと2カ所に申請を出さんばらんと形態になるのかをお教え願いたい。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

質問にお答えいたします。

漬物、みその加工場は、それだけしか使いませんが、あとの3分の2の部屋の社協で借りられているところについては、一般の方も社協の貸し出しに申し込みされて、その中で話していただくということでございますので、社協が何か使われているときに、急にこうとかじゃなくて、あいているときには使えるんじゃないかというふうなことで話をしていますので、加工所とこっちは全然切り離しをしていただきたいと。ですから、社協に貸す部分の部屋は、社協の指定管理の中で別館という取り扱いの中で社協に申し込みをしていただけ

ればいいということですので、その辺は切り離して考えてほしいと思います。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 成議員

副議長が心配しておられるんですが、私も心配しておりますが、何となく少し違うのではないのかなど、そういう気がします。しかし、川久保産業課長がしっかり勉強されてのことだろうと思いますが、これ行政財産ですね、行政財産と指定管理の関係、問題ではなかろうかと思うんですが、何となく若干少し違うのではないのかと。しかし、執行部の考え方はよくわかります。ただ、明解なる回答が我々議員のほうに、議会のほうにぴしっとないものですから、いろいろと心配しているわけですが、後日になって法的にちょっと問題があったというふうなことであれば、その当時の議会は何をしておったんだというようなことになって困りますので、その辺はちょっと違うのではないか、大丈夫かなど、そういう気がいたしております。その辺、川久保産業課長、何か我々を動かすだけの、心配しないでいいだけのあれがあればと思います。

それから、さっき町長が就業改善センターは、もう大体終わったと考えてくれというようなことだったけど、それもちょっと違うんじゃないかならうか。終わったんだったらちょっと困るんですが、これは就業改善センターを改修するわけですので、終わったとはちょっと、そこも少し違うのではないかなど。しかし、総体的に行政財産の使用として活用するということは、私は執行部が一生懸命されている努力はよくわかりますが、その辺を川久保産業課長、何かこうだと、大丈夫だと、我々を説得するだけのお話を聞かせてください。

○武富 久議長

古賀議員、その辺は町長か副町長がましでしょう。

○古賀 成議員

議長、ありがとうございました。副町長お願いします。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

就業改善センターは、先ほども言いましたけれども、利用がされていなくて、どうしようかということが一番の四、五年の課題といたしますか、町が管理をしている中で、ああいうふ

うな管理をしておっちゃんやろうというふうなことで、非常に御指摘を受けた建物でございまして、この際どうかしようかといったときに補助事業等があったと。そういうような中で要望等もあってしたということでございます。それで、6次産業につきましては、江北町の農業についての6次産業というのもうたっておりまして、これといった農産の特産品というの、江北町に何があるかということも町外に言えないような状況の中で、一つでも6次産業的なものを大きくなしたいし、また別のも何かできればというようなことでの引き金になればなという気持ちもいたします。

そして、先ほど言われました両方の使い道ですかね、先ほど言いましたように、就業改善センターはもう、町長にということやったですけれども、就業改善センターは終わったということじゃなくて、使用をしていなかったと。だから、壊すのはもったいないと。要するにそれを現に利用しようということでの始まりですから、就業改善センターが終わったとか終わらんやったということではございません。それを逆に利用をしていきたいということでしたので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 成議員

副町長、社協との関係で何かどうでしょうか、社協との関係で問題がないのか。町長お願いします。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

特に問題ありません。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

済みません、何回もあれで。町長の提案説明の中に、確かに今問題ありませんということですけど、老人福祉センターの別館として位置づけをするということですけど、そしたら老人福祉センターの条例の中に、今度の別館についての記載も入ってくるわけですかね、制約だとか、いろんな問題点等は。

それともう1点、鶴崎こども応援課長にお尋ねなんですけど、やっぱり町長の議案の説明の中で、子供の一時預かりというようなことでも考えておられるということです。一番私はこども応援課長にお願いしたいのは、そういった子供を預かる場所については、ぜひこども応援課長が足を出向かれて、危険がないとか、ここら辺はやっぱり子供を預かる上じゃ、ちょっとまずいですよというふうな助言あたりをしてもらわんと、事故が起きてからじゃ、何で公の施設で事故が起きたのというようなことも起こりかねんものですから、そこら辺は町長も子供預かりの一場所として指定をされるのであれば、ぜひこども応援課の課長あたりは現場に行ってもらって、指摘をぜひしてもらいたいと思います。これは預かれる場所じゃないですよというふうなことは明確に言ってもらわんと、事故が起きてからじゃまずいと思うので、そこら辺は町長とこども応援課長にお願いいたします。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

老人福祉センターの条例に関しては、老人福祉センターの指定管理の中に別館も指定管理をするという形で今回、来年度から4月からの指定管理にそういうふういたします。

そしてまた、先ほどこども応援課長もたまには行ったほうがいいとは思いますが、もともとは福祉課の管轄でもありまして、社協が独自に貸しているわけですね。社協が社協の事業として子供預かりをやっているわけですから、こども応援課長もたまには行ってくれるんじゃないかと思っているところでございます。

○武富 久議長

いいでしょう。（「議長、1点だけ」と呼ぶ者あり）2番大隈君。

○大隈敏弘議員

1点だけお伺いしますが、この就業改善センターが、今回新たに改修されたということで、名称の変更等とは、今までどおりの就業改善センター扱いということでよろしいですか。また名称を変更するとか何とか、目的のための、どう考えておられるか、そこら辺を1点だけお伺いします。

○武富 久議長

川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

名称につきましては、町長も申しましたように、条例の中で就業改善センターの条例は廃止しております。したがって、ここでもつけておりますように、加工所は江北町の農産加工所、それともう1点、社協が使用しますところの施設につきましては、老人福祉センターの別館というふうなことでございます。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は常任委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開、10時20分。

午前10時6分 休憩

午前10時15分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

日程第4 議案第7号

○武富 久議長

日程第4. 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

先ほどの一番最初の条例のときに、教育課長のほうから答弁がありましたけど、委員の中で、一番最後の被害者だとかいう方が選任された委員さんというふうなことをおっしゃいましたけど、例えば、被害者の親が直接出てきたりはまずないですよ。やっぱり報道を見ておっても、弁護士が出てきたり、そういったことも考えられると思うんですけど、そこら辺でこういった委員さんの費用というのは一律定めておって、弁護士さんの費用あたりは全然

考えんところでの費用弁償になるものかですね。そこら辺はどうでしょうか。

○武富 久議長

小林教育課長。

○教育課長（小林 孝）

一応非常勤特別職ということで、仮にそういった弁護士さんあたりが出てきた場合は、その辺は費用弁償の規定がありますので、それで一応お願いするというようなことでしております。特別な場合を除いてですね。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第8号

○武富 久議長

日程第5．議案第8号 江北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

この文章だけではわかりにくいので、改善されるのか、それとも引き下げられるのか、そのあたりちょっと説明をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

議案第8号については、時間外単価が改善されると。改善というか、時間外単価がアップするということになります。

○武富 久議長

いいですか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第9号

○武富 久議長

日程第6. 議案第9号 江北町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番古賀君。

○古賀 成議員

甲地というのは、甲、乙とありますよね。甲地はどこどこですか。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

東京都を中心とした、を含め政令指定都市等になります。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 成議員

東京都は政令指定都市でしょうけど、今まで甲と乙の区別は地方公共団体ではなかったんですか。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

甲地、乙地という区分は従来からございました。

○武富 久議長

ほかにありませんか。5番池田君。

○池田和幸議員

この支給に関してですけれども、たしか平成17年に削減したと思いますけれども、それで今度またちょっと戻すじゃないですけれども、ほかの市町村は早目に復帰されているというかな、これの改正はされているみたいですけど、うちが今になった理由は何かあるわけですかね。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

今、17年ということですがけれども、平成16年4月に削除されております。ちょうどこのころというのが、小泉改革以降の行政改革、交付税の削減等があったのことでござっております。ただ、今回、これに気づいたというか、については、例えば、議長の状況とか、町長の状況等でちょっと安くはないかと、そして実際回り切らんぞということで、そういったふうに省庁回りとか陳情要望等においても、ちょっと不足している状況があったものですから、近隣等の状況を調べて、そしてこの復活というふうなことになるものでございます。まだ、ある団体については、かなり高いというか、どういうふうな旅費規定になっているのか、ちょっと詳しくは存ぜぬですけれども、1団体ほどはちょっと高いという、近隣ではですね。あと今回のこの改正によって、おおむね横並びするんじゃないかなと思います。

以上です。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第10号

○武富 久議長

日程第7. 議案第10号 江北町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

今回の防災会議条例の主な大きなあれは第2条と第3条で、教育長を防災会議に参加させるということでしょうけど、先日、消防団長さんとお話をした中で、今、うちの町の防災会議自体が地すべりと、あと河川の会議に終わっていると。実際、町の火災あたりを考えた会議の内容が全くないということで団長さんから御指摘を受けました。やっぱり団長さんから言わせてみると、いろんな問題があるものですから、防災会議とは何だろうという見直しをせんばらんじゃなかねということで、私もちょっと考えを聞かされて、なるほどねと思いました。

例を挙げると、上小田地区、今回、議長にもお願いして、消防団の方との一回会議を持ってもらいたいという意見も出したんですけど、やっぱり今回、上小田で火災が発生したときに、堤の水を落としてもらわんと水が足りないというふうな状況で、そういったときに、例えば、堤の栓をあける方を誰なのかとか、大分迷われたそうです。そういったことで、火災に対しての防災の考え方というかですよ。団長さんが言われるには、河川とか地すべりを視察に行くのもいいけど、やっぱりそういった火災についての予備知識じゃないですけど、堤の水をあけたら、どこでせきとめますよとかですね。ぜひ町長にお願いしたいのは、総務企画課長もそうなんですけど、堤の栓をあけて、どこかでとめないといけんとですよ、水をですね。火災のときのせきとめあたりの計画も町のほうで行ってもらって、その視察あたりを一緒になって行って、例えば、小田地区で火災が発生したとき堤の水を落としたり、ここでとめますよとか、そういった身近な火災についても防災会議等でぜひ話し合いをしてもらいたい。年に1回じゃなくて、できれば町独自の見回りをできるような会議にしたほうが実のある会議じゃないだろうかというふうな提案を受けたものですから、そこら辺は改善できないでしょうか、そこら辺をお願いいたします。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

今回の防災会議条例ということで出しておりますけれども、この防災会議条例等につきましては、あくまで上位の法律等が、もう1つの分は消防法でございますけれども、上位の法律で災害対策基本法というふうなことで、台風等による風水害とか高潮等による風水害とか、大災害を想定された基本法というのがベースになって、この防災会議等を開催するというようになっております。確かに大火災等もそれに伴って出てくるということもあるんですけども、取り扱いがちょっと消防については小さいということですが、これについては、あくまで全国的な災害とか、一つの大きな地域における大災害等を想定された災害対策基本法に基づく防災会議ということになるかと思えます。ただ、そこで火災等について、どういふような状況ということについての、したらいかんとかいうことになっておりませんから、会議の中でも取り上げるように検討することは可能かと思えます。

以上です。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

わかります。やっぱり団長さんがおっしゃるのは、今回の火災についても、近づいておったけど、風がなかったからあれだけで済んだということでおっしゃいました。やっぱりまだまだ上小田地区には屋根続きの家がたくさんございます。やっぱりそういった重大火災というふうな発生も考えられますもので、そういった違った観点で、この会議も必要なんだろうけど、町独自のそういった会議ができればというふうなことで提案がありましたので、そこをお知らせだけして、ちょっと答弁はよろしいです。お願いしておきます。

○武富 久議長

ほかにありませんか。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

この防災会議の委員として、新たに江北町の教育委員会の教育長を加えると、これはこれだけではちょっと意味がよくわかりませんが、教育長をこの防災会議の委員として入れる必要性、それから目的はどういうふうにご考慮されるんですかね。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

今回の東日本大震災においても、学校等の被害、子供たちが流されたとか、避難がちゃんとできているところとできていなかったところがあったとかいうことで、学校の管理者だけでなく、教育委員会として児童・生徒の命を守るということから、この防災会議の中に教育長を入れるということになったというふうに考えております。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

教育長はこれについて、どういうふうに捉えておられますかね。

○武富 久議長

赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

非常に大きな問題でもありますし、児童・生徒の安全・安心を守るということからは、絶対代表として入れていただいて、そういう中で情報を追い、また現場の状況等をお話しして、学校と連携をとりながら対策をとっていきたいと思いますので、ぜひ入れていただければと思っております。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第11号

○武富 久議長

日程第8．議案第11号 江北町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくために、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第12号

○武富 久議長

日程第9. 議案第12号 江北町集会所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。5番池田君。

○池田和幸議員

済みません、ちょっとこれ関連ですけれども、設置ということですので、集会所の設置に関してですけれども、前回、公民館の会議か何かの中に、今の公民館の建っている中で、補修とか修理というのは、何かアンケートをとられたような感じですが、それは今後、例えば、各集会所で長年たつて補修をしていかないといけないようなときに、どういうふうな形で補助とかも、例えば、今、下水道補助は2分の1という形でされていますけれども、それは期間限定になっていますよね。その辺ちょっと大ざっぱですが、そういうアンケートもとられたので、今後どういうふうにしていかれるのかをちょっと聞きたいんですけども。

○武富 久議長

小林教育課長。

○教育課長(小林 孝)

集会所の修理については、補助金の交付要綱で定めております。下水道の接続があと3件ほどで終了をいたします。以前からそういった瓦がえだとか、空調の改修だとか、バリアフリーだとか、そういうようなのは要望がございました。アンケートをとりまして、やっぱり4件ほど今、近々改修を予定しているところがありましたので、財政的なこともありま

すし、今後、下水道が完全に終わってから、ひとつ財政とも協議をして、交付要綱に定めたいというふうなことで、まだその辺については今後の検討としております。補助率とかそういうのは、まず財政的なこともありますので、十分こちらのほうで検討して、将来、長寿命化を図るためやっていきたいと考えております。

以上です。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

これは町長にあれですけれども、そしたら、例えば、今、どこも30年から20年たっているところが多いんですけれども、そういう中で補修は即必要なところが結構あるみたいですね。そういうのは各区で今からはしばらくはしていかないといけないのかですね。それとも、そういう形の町として補助的なことも考えてられるのかですね。その辺がちょっと各区によってもさまざまだと思いますので、下水道とは切り離して、その辺、答弁できればお願いしたいんですけれども。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

教育委員会のほうで検討を十分していただいておりますので、その教育委員会の検討結果が上がってきた時点で、今後どういうふうにしていくかというのを検討したいと思います。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第13号

○武富 久議長

日程第10. 議案第13号 江北町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第14号

○武富 久議長

日程第11. 議案第14号 江北町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

ちょっと関連で申しわけないんですけど、今回は退職金の見直しだと思うんですけど、例会の折ですね、議長からも出動手当について、うちの町は安いのではないかというようなお話が出ましたけど、今回は退職金のみ改正なのか、そこら辺の今後、出動手当あたりも見直しがあるものなのか、わかれば、お答えできれば、課長お願いいたします。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長(相原 守)

今回の分については、消防団員の公務災害補償等責任共済等ということで、退職報償金等の規定が変わるということで今回は変更するんですけども、消防団員の報酬、出席費用弁償については、消防団員確保対策の一環としても今回、ことしじゅうには結論を出して、値上げするとか、調整をどういうふうにするかということの結論を出したいと思っております。

以上です。

○武富 久議長

2 番大隈君。

○大隈敏弘議員

今度、消防団員の退職報償金の改正があるということですがけれども、今、非常勤の消防団員の方、何名ぐらいおられるとですかね。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

定員が315名となっております。そして、今、315名在団してもらっております。

以上です。

○武富 久議長

ほかにありませんか。7 番土渕君。

○土渕茂勝議員

退職報償金の最高額の限度というのは決められているんですかね。それとも、これはないということですかね。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

条例案の24ページでございますけれども、この中で30年以上の団長ということが最高上限額になります。97万9千円となります。

以上です。

○武富 久議長

7 番土渕君。

○土渕茂勝議員

額も決まっているということですね。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

金額もそれで、表にある分で支給されることとなります。

以上です。

○武富 久議長

ほかにありませんか。5番池田君。

○池田和幸議員

先ほどほかの議員から報酬のことがありましたけれども、できれば今度それを現在の報酬の交付税の算定と、それから江北町の規模、それからそれに対しての支援、そういう比率等があると思います。ほかの町でも私見てきたので、うちの町のそういう財政的なことの現在の、それを一回資料提供をお願いしたいんですけれども。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

交付税等の資料等はつくることができます。それで、できれば予算委員会のときにでも御提出できればと思います。

以上です。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくために、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第12 議案第15号

○武富 久議長

日程第12. 議案第15号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

3点ほどお伺いいたします。

まず、29ページの上のほうの委託料の中で、日本脳炎、子宮頸がん、ヒブワクチンというように、減額になっておりますけど、いろんな新聞紙上で後遺症が出たりとか、いろんな報道がされておりました。これはやっぱり子宮頸がんあたりは2回打たんとだめだとかというようなあれがあったと思うんですけど、そこら辺で受診者の減の減額なんだと思いますけれども、そこら辺の状況がわかれば、課長お願いいたします。

それともう1点、41ページ、空き家等の適正管理事業で、これは管理係となっておりますけど、土木の住宅管理費ということで、総務のほうに多分回ってこないの、あえてお聞きしたいんですけど、総務企画課が受け付けをして、仕事は建設課がされるというようなことでしょうか、本来であれば受け付け業務と執行がちょっと離れているというのはどうかというふうな感じがするんですけど、そこら辺は改善というか、それと結局、今回私が一般質問した中で、現場サイドと事務方との違いかなという感じがしてならなかったものですから、これは一本化にできないものか、そこら辺は改善できないでしょうか。そこら辺をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

議員御質問の子宮頸がんワクチン関係については、積極的勧奨からいろんな弊害が生まれて、勧奨が取りやめになったり、そういったことから予防接種を受ける方が減っております。日本脳炎についても、一時期積極的勧奨になったり、予防接種の場合、一応後遺症が出たとか、そういったケースが出た場合、厚生労働省のほうで積極的勧奨を抑えたりという、ちょっと変動が激しい状態になっておりますので。ただ、全体的に対象者の方が全て予防接種をできるようにということで予算措置をしておりますけれども、そういったいろんな状況によって受診者の変動がちょっと激しい状態であります。そして、今回減額をしております。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

空き家の事業については、建設課の中で載っているんですけども、事務的には条例関係

を総務企画課のほうでつくったということから、両方で仕事をしているわけでございますけれども、まだ新規の事業でございまして、よその町村も各課のいろいろなところでしているわけございまして、そういうような中で、町としてもことし6件の調査がありましたけれども、どのくらいあるのか、はっきりしない分もあって、非常に条例の改正がまた必要になるかわからん部分もあって、ちょっと今のところは総務企画課のほうで安定するまでと思っています。ただ、安定して、もうこれで行けるといようなことになれば、取り壊しとか何とかの調査とか、そういうふうなことについては建設課のほうでしていくようにしていかなければならないと思っています。これも各町村、25年4月から施行するところばかり、ほとんどがそうでしたので、まだ1年しかたっておりませんので、よその状況を見ながら、どのようなやり方をやっているか、そしてどのような効果が出るように協議等もしていきたいと思っております。

以上です。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

ちょっと副町長にお尋ねなんですけど、そしたら、委員会というか、多分検討される委員会だと思うんですけど、その中にはもう建設課長も入っておられましたか。

それと、やっぱり6件出たという中で、これは本会議で聞いたら時間かかるかもしれないので、委員会の中でお聞きしようと思うとったら、私どもになかもんですから、もし差し支えなければ、どういった状況であったというのはお教え願えれば、今後の検討材料にしたいなということ。

それと、もう1つ済みません、同じページで杵藤広域の消防の負担金が435万1千円、これ負担金がこれだけ減ったというふうなことは、課長、どういう理由からの負担金減なのか、わかればお教え願います。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

先ほどの状況報告というんですけれども、状況報告、今回は6件行ったとかいう分については、個人等とか特定されないような状況でのことでは、ちょっとお話が委員会のときでも

できるかと思えます。

それと、消防広域負担金の件でございますけれども、今回、単位費用が前回よりも落ちたということで、交付税に算入された分が減ったということにあわせて今回減額をするということになります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

29ページの環境衛生費の中の太陽光発電設備設置推進補助金とありますけれども、ちょっと私がお聞きしたいのは、今、太陽光発電がかなり町内でも普及しております中で、一般家庭の9キロ未満の太陽光発電と10キロ以上のメガソーラー関係の太陽光発電の補助制度的にはどう違うんですかね、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○武富 久議長

谷口環境課長。

○環境課長（谷口 学）

大隈議員の御質問にお答えいたします。

10キロ以上のメガソーラーと、あと10キロ以下ですけれども、町の場合の補助としましては、一般家庭の10キロ未満ということで補助をさせていただいております。10キロ以上については、私はちょっとわかりません。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第16号

○武富 久議長

日程第13. 議案第16号 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第14 議案第17号

○武富 久議長

日程第14. 議案第17号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第15 議案第18号

○武富 久議長

日程第15. 議案第18号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第18号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第16 議案第19号

○武富 久議長

日程第16. 議案第19号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。3番井上君。

○井上敏文議員

ちょっと済みません、委員会付託の声が上がっておりますが、我が範疇ではありませんので、ちょっとお尋ねします。

9ページ、下水道の事項別明細、説明の欄で、内訳の欄で、15. 工事請負費6,798万5千円が3月議会の補正として大きな金額が上がっております。この分については、繰越明許で7,225万円上がっておりますが、3月補正をするように至った経過を説明していただければと思います。

○武富 久議長

谷口環境課長。

○環境課長（谷口 学）

昨年の12月に好循環実現のための経済対策ということで閣議決定されまして、1月に県のほうより要望の取り分がありまして、それにより26年度の予算も計上させていただいておりますけれども、東北の震災関係で、二、三割国庫補助が下がる可能性もあるということから、25年度の補正をしたらということで指導があり、計上させていただいております。

○武富 久議長

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第

36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第17 議案第20号

○武富 久議長

日程第17. 議案第20号 平成26年度江北町一般会計予算を議題といたします。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第18 議案第21号

○武富 久議長

日程第18. 議案第21号 平成26年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第19 議案第22号

○武富 久議長

日程第19. 議案第22号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたし

ます。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくために、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第20 議案第23号

○武富 久議長

日程第20. 議案第23号 平成26年度江北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第21 議案第24号

○武富 久議長

日程第21. 議案第24号 平成26年度江北町水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第24号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第22 議案第25号

○武富 久議長

日程第22. 議案第25号 平成26年度江北町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第25号は予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第23 諮問第1号

○武富 久議長

日程第23. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○武富 久議長

起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については原案どおり可決と決しました。

しばらく休憩いたします。再開、11時5分。

午前10時52分 休憩

午前11時5分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び予算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。武富局長。

○議会事務局長（武富利夫）

それでは、報告いたします。

平成26年3月議会定例会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第4号 議案第5号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号

議案第15号歳入全部と歳出のうち 款1議会費 款2総務費 款3民生費 款4衛生費のうち項1保健衛生費の目1保健衛生総務費 目2予防費 款7商工費 款9消防費 款10教育費 款12公債費 款13諸支出金

議案第17号

○産業常任委員会付託分

議案第6号

議案第15号歳出のうち 款4衛生費のうち項1保健衛生費 目3環境衛生費 項2清掃費 款6農林水産業費 款8土木費

議案第16号 議案第18号 議案第19号

○予算特別委員会付託分

議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号

以上、報告いたします。

○武富 久議長

以上のとおり各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。どうもお疲れさまでした。

午前11時7分 散会